

エドモンド・バークとアメリカ問題

—帝国主義的側面と自由主義的側面—

加 藤 健一郎

はじめに

1. アメリカ問題の意味
 2. 和平提案の内容
 3. 帝国と植民地との関係
- むすびにかえて

はじめに

18世紀後半を代表する政治哲学者であり政治家であったエドモンド・バーク **Edmund Burke** (1729—1797) は、彼の主著である『フランス革命の省察』により保守主義の理論的先駆者として一般的には知られている。たしかにバークに関して書かれたものの多くは、この保守主義という側面に光をあてて論議をすすめている。しかしバーク政治哲学の多面性、内容の豊富さを思うとき、保守主義という一つのイデオロギーで彼の思想を総括してしまうのは、片手落ちのそしりを免れないであろう。

バークの業績は、国内問題に関してはイギリス憲法を論じたもの、国際問題に関してはフランス革命関係、ヘスティング弾劾を中心とするインド問題、アイルランドの宗教貿易問題、そしてアメリカ問題に大別される。この中でも特にアメリカ問題に関するものは、流動してやまぬ現実とそれに対応すべ

き政策の模索という恰好の政治的素材を提供してくれて、今日われわれが読んでも大変興味をそそられる作品となっている。

従来、バークの政治理論は非体系的であるとか、あるいは特定の学問領域に限定しえぬ内容の広がりをもっていった理由により、十分吟味されてきたとは決して云えない。その意味でバークはわれわれにとって縁遠いものであったかもしれない¹⁾。

この小論では、バークの作品の中でも重要であるにもかかわらず、今までそれほどとりあげられる機会のなかったアメリカ問題を論じた三作品、いわゆるアメリカ三部作と称される『アメリカへの課税に関する演説』（Speech on American Taxation, 1774）『植民地との和解決議の提案に関する演説』（Speech on Moving Resolution for Conciliatoin with America, 1775）『アメリカ問題に関してブリistol執行官への書簡』（Letter to the sheriffs of Bristol, on the Affairs of America, 1777）を中心に、アメリカ問題へのバークの接近の仕方を通じて彼の政治哲学の諸特徴を描きだしたいと思う²⁾。具体的に言えば、彼の提示した大英帝国と植民地アメリカとの和解案の吟味であり、その提案の基盤をなしているバーク政治哲学の考察ということになる。

バークの政治理論の特徴として次のような説明がなされる。「具体的事実

1) 中野好之著『評伝バーク』（みすず書房、1777年）は、わが国におけるバーク受容の不十分さ、その偏り、特にバークとアメリカ問題とのかかわりに対する無理解を指摘している。その中で氏はわれわれにとってバークが縁遠い理由として本文で記した点以外に、保守主義に対する全般のアレルギー、啓蒙的で楽観的な歴史観が支配的であること、学者インテリのイデオロギーへの偏愛などをあげている。

2) アメリカ問題を中心としたバーク研究はたしかに少ないが、その中で参考になるものとして南院泰美「エドモンド・バークとアメリカ革命 —— 状況の論理としての憲法論を中心に——」神戸法学雑誌, 18 (3,4), 梅津 実「エドモンド・バークの政治指導者論 —— 1770年代における諸説を通じて——」同志社法学23(1)がある。前者はバークの憲法論の考察を通じて彼のアメリカ革命観や自由主義の側面を論じたものであり、後者はアメリカ革命の進展を背景としてなされたバークの発言の中に、バークの考える政治指導者像をもとめようとしたものである。また前記の中野好之著『評伝バーク』も大いに参考になる。

への考察と、そこに含まれた意味を普遍化する能力とのみごとな結合³⁾」という指摘がそれである。具体的事実を追いながらそこに普遍の意味を見出し、また逆に普遍的原理を現実に応用する、そして二つの視点と緊張関係を維持しながら結合する能力にバークの真骨頂があるというのだろう。

具体的事実に関する発言は、時局性に富んだ政治演説にもっともよく見出せるはずである。過度の熱情に憑かれたような『フランス革命の省察』よりも、アメリカ三部作の方がバークの政治理論を考える上で好都合かもしれない。

1. アメリカ問題の意味

アメリカ三部作は1774年4月から1777年4月にかけて公表された二つの演説と一つの書簡からなる。この間、英米関係はいっこうに改善されず、76年にはアメリカの独立宣言が宣布され、もはや後戻りできぬ様相を呈するに至った。三つの作品でバークは繰り返しアメリカへの課税の無意味さを説き、その撤廃を唱え、和平案を提唱し、帝国イギリスと植民地アメリカとのあるべき関係に言及している。もちろん、それぞれの作品が緊迫した一度限りの歴史的状況の下で発表されたものであるだけに、内容的に置かれている強調点の違いはある。しかし全体を通じて、バークの立場や主張には一貫したものが流れている。

この章ではまず、バークにとってのアメリカ問題のもつ意味を、彼の政治哲学の基礎をなしているいくつかの概念を手がかりにして考えてみたい。バークにとってアメリカ問題とはどのような意味をもっていたのだろうか。なぜ彼は執拗なまでにアメリカ問題にかかわりあっていったのだろうか。そういったことの解明が当面の課題となる。

3) Leslie Stephen, *History of English Thought in the Eighteenth Century*, 2 vols. 1876 (中野好之訳、『18世紀イギリス思想史』下巻、筑摩書房、1970年、97頁。)

周知のようにバークはフランス革命を厳しく批判しながら名誉革命やアメリカ革命は支持した。ひとくちに革命といっても、そのもっている意味内容によってバークは一方を排撃し他方を擁護した。バークにとって名誉革命は既成の体制への異義申し立てでもなければ、新しい制度導入のための試みでもなかった。むしろ名誉革命によってもたらされたのは、王国の古来の国家組織であり、民族固有の伝統を保持する体制であった。いってみれば名誉革命はかつてあった状態への復帰の試みでありそれを回復し維持するための政治的行動であった。この革命は、王権の側からの国憲に対する侵害がまず起こり、国家組織の破綻という危機に直面して国民がその救済に乗りだし、最後の手段として残された革命に訴えざるを得なかったという必要性から生じたとの理由で正当化される。その意味で名誉革命は、バークにおいて旧来の法、自由、宗教、国家組織を保持していくための保守的革命であった、ということになる。アメリカ革命にしても原理的には名誉革命と同じような理由で支持される。アメリカの場合にも、既存の政治制度を否定して、新しいそれによって置きかえようとするものではなく、イギリス的立憲制度のアメリカへの移入をはかる政治的運動としてとらえられている。「代表なくして課税なし」というイギリス憲法の原則を、イギリス側が同意なしに課税するという政策を押しつけたことで自ら踏みじり、その結果アメリカ側の反ぱつをかったというのがバークによるアメリカ革命の理解の仕方であった。つまり、イギリス側が自国の憲法原理のルールを破ることでアメリカの所有していた従来の自由を侵害し、それに対してアメリカ側が敵対行動に訴えたという見方である。

二つの革命とくらべてフランス革命の特異性は、人民主権論という新しい観念秩序を掲げて今までの観念秩序に挑戦した点に見出される。ある特定の政府の転覆だけを目指す革命であれば、その影響力は自ずと限定的であるのに対して、新しい観念秩序の及ぼす影響力はフランスだけにとどまらず世界全体にまで及ぶのである。既成の権威を全面的に否定し新しい制度や観念を一挙に導入しようとする試みは、バークにとってとうてい認めることのでき

ないものであった。「政治の最後の拠り処は時効（バークの基本概念の一つで、歴史的に継続して存在したものは時効によって存在理由を取得するというもの）であるという信念をもち、古いものと新しいものをもっとも良く結合する人間こそが理想的政治家であると考え、弊害を除去する場合ですら万事を常に先例に照らして行なわねばならぬと信じ、公正に改革することができないならば改革はいっさいしないと公言していたバークにとっては、フランス革命を支える諸観念はさながら神の信仰を改革しようとするのに似た減相もない企図と映じたのである。⁴⁾」

三つの革命に対するバークの評価の違いから、われわれはバーク政治哲学のいくつかの特徴をうかがい知ることができる。例えば伝統的な国家組織の積極的評価、イギリス憲法制度の重視、そして規律ある自由の尊重などがそれである。これらの諸観念の考察はおそらく、バークにとってのアメリカ問題の意味を考える上で大いに役立つはずである。

ここで国家組織、憲法、自由といった諸観念に対するバークの基本的な考え方をみておくことにしよう。彼はイギリスの国家組織を他国に類をみない卓越したものであるとみなしていた。イギリスの国家組織は国王、上院、下院という基本的にかなり異なった性質をもつ三つの部分から構成されている。それらはそれぞれ固有の原理にもとずき、国家組織全体の中で特有の意味をもつ。従ってそのどの部分を欠いても、イギリスの国家組織は本来のものではなくってしまう。この国家組織は異なった諸部分から構成されることにより一見調和を欠いているようにみえるが、全体としてながめると調和のとれた有機的結合体をなしている。このような形態は一朝一夕にできあがったものではなく、時間の経過という検証に耐えて次第に形成されてきたのである。

そのような組織原理をもつ国家に対し、人々は一定の義務を負う。バーク

4) Leslie Stephen, 前掲邦訳, 123頁。

にとって国家は一つの生命をもった有機体であった。それは異なった諸部分の緊密な連携の上になり立つ一つの全体であって、決して単なる自律的単位の寄せ集めではない。ともかくわれわれはこの世に生れ出ることによって、国家に対し道徳的義務を実行するよう定められている。そこでは「なぜ」という間は禁句なのである。

憲法に対してもバークは彼特有の説明を与えてくれる。彼にとって憲法とは、単に成文化された法律体系のことではなく、数知れぬ祖先の英知が集積され結晶したものに他ならない。憲法は国家組織と同様に、長い時間の経過の中で次第に醸成されてきたものであって、ある時期に人為的に作りだされたものではない。

個人としての人間の理性能力の可能性を賞讃するよりも、その限界に目を注いだバークには啓蒙的な進歩主義者の唱える理性信仰や楽観的な歴史観は無縁であった。彼にとってもっとも確実で頼りになるのは幾世代もの経験という検証に耐えてきた選択であり、国民的遺産として継承されてきた伝統的慣習ということになる。

イギリス憲法は、バークによれば、われわれが困難事に遭遇した時に最後の拠り処として身を委ねる民族の英知であり、また正しい方向を指し示す案内人でもあったのである。

彼はまた固有の自由観を示してくれる。抽象的な自由を信じなかったバークは、特定の歴史的段階における特定の国の特定の階層の自由を考える。彼にとって自由はイギリス的立憲主義の枠組みの中でのみ享受可能であり、この枠組みを除いてしまつては意味をもちえない。自由は法による拘束や道徳的束縛を伴ってはじめて意味を獲得しうるものなのである。「人間は自分自身の欲望に道徳的束縛をおこうとする傾向に正比例して、市民的自由を享受する資格をもつ。⁵⁾」自由は法と調和しうるばかりでなく、それがよく訓練

5) E. Burke, Letter to a Member of the National Assembly. The works of Edmund Burke, 8 vols. Bohn's British classics, London, 1854-89, vol. II, p. 555.

された場合には、法を補完しさえする。規律ある自由こそバークのよしとする自由であった。

アメリカ革命が勃発するに及んで、バークの理想とするイギリス立憲主義の構成要素である国家、憲法、自由といった旧来の諸観念が動揺を受けている、というのがバークの実感であったろう。アメリカへの課税措置によってもたらされたこの政治的事件に対する態度表明は、イギリス政府批判という形をとって、古来からの国家組織・立憲制度擁護論としてあらわれた。バークはアメリカの分離独立を歓迎していないばかりか、それを否定さえしている。アメリカ問題は、彼においてはまさにイギリス問題であったのである。

バークは、緊密に織りなされた有機的結合体のようなイギリスの国家組織を望ましいものとしてとりあげたが、本国と植民地との関係も広い意味での国家組織の問題としてとらえることができる。帝国という国家組織にとって、海外の植民地はそれを構成している一部分としてみなされていた。しかも帝国という全体としての有機体にとって不可欠の構成要素として位置づけられていた。バークがアメリカ問題によって危機意識をかき立てられたとすれば、それは帝国という一つの国家組織にひびが入るかもしれないという危機意識であったろう。

アメリカ革命は国家組織だけでなく、憲法原理や規律ある自由の維持にとっても厄介な問題になりかねないものであった。イギリスもアメリカも、これまで憲法原理の擁護という点では一致していた。しかしアメリカ革命が勃発することで、しかもこの革命がイギリス政府自らの手による憲法原理の侵犯によってひき起こされたものであることを思えば、この革命がきっかけとなって憲法原理の基礎が危機に見舞われることも十分考えられた。この革命はまた、一方で帝国の植民地に対する道義的問題として、他方でイギリス国民のモラルの荒廃の問題として更に発展することも同様に予想されたことである。

自由の問題にもアメリカ革命は新たな波紋を投げかける。アメリカはたしかに植民地ではあるが、その国情にあった自由を享受していた。アメリカの

自由は帝國的な枠組みの中での自由であるにしても、彼らはそれなりに自足してきた。そのような規律ある自由が保持されているのに、なぜ現状を刺激するような行為をイギリス政府がここにきてとらねばならないのか、バークはアメリカ問題が契機となって、アメリカだけでなくイギリスも含めて、規律ある自由が動揺を受けるかもしれないと考えたのであろう。

以上のような理由からもわかるように。バークにとってアメリカ問題はイギリス問題以外の何ものでもなかったといってもよい。バークの目に、アメリカの危機がイギリスの危機として映ったとしても決して不思議ではなかったのである。

2. 和平提案の内容

帝国イギリスと植民地アメリカとの関係にひびが入りはじめたのは英仏間の植民地争奪をめぐる7年戦争が終結した1763年以後のことである。イギリスは戦争に勝ち新たな領土を獲得したものの、その維持や採算の見込もたたぬ新しい土地への資本投下などのため、財政的にはむしろ以前と比べて安定性を失うようになった。そこで考えられた妙案がアメリカへの課税という立法措置であったのである。アメリカに税を課すことでその土地から収入をあげ、財政の足しにしようというのが本国側の狙いであった。7年戦争以前の段階では、アメリカに対しては通商上の規制が課せられていたが、それ以外はすべてアメリカの自由に委ねられていたのである。

69年に当時のグラフトン内閣の植民地大臣であったヒルズバラがアメリカ植民地に対して茶税以外のタウンゼント諸法の撤廃を通告してから73年暮れのボストン茶会事件までの4年間は、不穏な雰囲気の下にありながらも、それが表面化し爆発するというまでには至っていなかった。しかしこのボストン茶会事件を契機として本国側は短期間のあいだに矢継早に強圧的な政策をうち出してきた。それに対抗するかのようにアメリカ側も大陸会議を招集し、植民地連合の結束をはかった。このようにして強圧的措置を強行しようとする

る本国と対決姿勢を固めた植民地との緊迫した状況が生みだされたのである。

アメリカ問題をイギリス問題として受けとめたバークは、1774年4月から3年ほどのあいだに両国の和解を主題とする二つの演説と一つの書簡を公表した。第1の演説『アメリカへの課税に関する演説』（1774年4月14日）で彼はまず、アメリカに対するイギリス政府の基本姿勢を批判的にとりあげる。イギリス政府が押しすすめようとしている政策を貫く立場は「人類のあいだに確立されている一切の理性の規則、一切の良識の原理とまっこうから対立する。⁶⁾」バークにとって真に理性と良識にかなう対応の方法とは「我々が追求する施策の過程で難局に遭遇する場合にはその都度必ず、我々の誤謬をそれが是正可能な場合には是正することにより、少なくとも同じ不幸の単調な繰返しを回避して同じ陥穽に何度も落ち込むという不恰好な災厄を防止すべく、この一連の施策を厳格に再検討することに他ならない。⁷⁾」ということであった。

茶の課税にのみこだわりの帝国イギリスと植民地アメリカとの関係という全体的な構想をもちえぬ政府に対するバークの批判には厳しいものがある。バークの言葉を聞くことにしよう。「……………重大な事柄に関して自由な考えをもたないことから生ずる不幸がどんなものであるかを示す教訓を、この問題に対する内閣の行為ほど深刻かつ痛烈に教えてくれるものはない。国家の公僕諸氏は、諸君の複雑な利害の全体を一度も総合的見地から考察しなかった。彼らは現象を全くその都度小間切れに、或る時には特定の口実から一局面だけを眺め、別の時には別の口実から他の局面を急場しのぎに眺めるといふ有様であって決してその相互関係や存在関係の状態を考察しようとはしなかった。⁸⁾」

6) E. Burke, *Speech on American Taxation*, works 1, p. 385. 中野好之訳「アメリカへの課税に関する演説」、『エドモンド・バーク著作集』2巻所収、みすず書房、1973年、9頁。

7) *Ibid.* p. 385. 邦訳9頁。

8) *Ibid.* pp. 389-390. 邦訳、15-16頁。

このような基本姿勢を政府が崩さぬことから招いた現在の窮状を打開するために、彼はいくつかの提案を行なう。武力による鎮圧が意味をなさないこと、イギリス側の譲歩こそ必要であること、現在の両国関係をかってあった状態に戻すこと、両国の利害を冷静にみつめること、彼の示した和平のための提案は以上のような内容をその骨子としている。

パークは武力を用いてアメリカを抑えることの不当性の理由として次の四点を指摘する⁹⁾。第1は、武力による効果は単に一時的なものでしかないという点である。武力はたしかに一時的には相手を鎮圧しうる。しかしそれによって問題が解決されることはない。武力は再び力に訴える必要性を自ら生み出すのであるから。第2はその不確実性である。武力による勝利が常に約束されているとは限らない。かりに武力に訴える手段が功を奏しなかった場合、宥和のための手段として何が残されるのだろうか。その時にはおそらく、宥和の希望はすべて消滅するであろう。第3は武力保持の努力それ自体が対象そのものを損うという点である。武力を継続して用いてその結果相手を屈服させたとしても、そこで手にしうるものは武力により荒廃し消耗した対象物でしかないのである。第4は、これまでの植民地統治において武力行使が効果を収めたという経験を全くもっていないという点である。植民地の発展は、経験的にみて、力による統治とは対極の寛容政策に負うところ大であるということがわかる。

以上のような理由から、イギリスが武力に訴えることの無意味性を彼は執拗に主張する。「私はこの国土が何一つ問題解決の糸口をつかめぬまま極度に荒廃して破壊されていく惨澹たる状態を脳裡に描くことができる。イギリス政府がその武力のみによって、イギリス人の上に君臨しようという誘惑を断ち切れぬ限り、事態はこのように推移するだろうと私は憂慮する。……剣が剣のなしうる一切のことをなしとげた暁には、実は彼らの武力の成功と

9) E. Burke, Speech on Moving his Resolutions for conciliation with the Colonies. works 1, p. 463. 邦訳『植民地との和解に関する演説』, 111-112頁。

彼らの政策の破綻とは厳密に同一の事柄に他ならない。諸君はアメリカから取入を挙げることはできないだろう。社会的負担が少しも軽減されぬままだ腐敗の手段だけが增大するという結果が最良のものであろう¹⁰⁾」バークにおいて武力鎮圧の方法は、単に意味をもたないばかりか、それはとりもなさず政策の破綻でしかなかったのである。

和平への具体的提案として、バークはイギリス側が譲歩することの必要性を説く。イギリス側が譲歩すべしという彼の主張に対して、それがアメリカ側の急進化を促進する役割を果たしはしないかという反論が予想される。バークはこの反論に対して次のように答える。「我々が彼らを満足させることを拒否する限りにおいて、アメリカ人は可能な限り足早に進んでいくということを我々は確実なこととして知ってはいないだろうか？その反対にもしも我々がこの点を譲歩する場合、彼らはもっと多くの悪をなしうるのであろうか？この譲歩はむしろ彼らのそれ以上の前進を抑止する防柵となるだろうと私は考えている。……私は統治者の側における誠意、寛仁、大度の自然的効果は被治者の側における平和、善意、秩序、敬愛となって現われると確信する。少くとも私自信はこの種の立派な原理に対して公平な実験の機を与えたいと念願する。なぜならこの法令の制定以来今日に至るまで、この種の原理は自らを試す何の機会も得なかったのであるから¹¹⁾」

彼はイギリス側の譲歩がアメリカの急進化を促進するのではなくて、むしろその動きを抑える働きをするという。「穏健策は実はそれ自体必ず何らかの程度において一つの力なのである¹²⁾」平和の実現のためには和解しか残された方法はない。和解は一方もしくは他方の側からの歩み寄りを前提とするが、現在の状況下ではその第一歩を踏み出すのはイギリスであってアメリカではない。イギリスは帝国でありアメリカはその植民地である。優越的権力

10) E. Burke, Letter to the Sheriffs of Bristol, on the affairs of America, Works II, p. 15. 邦訳『プリストル執行官への書簡』, 192頁。

11) E. Burke, Speech on American Taxation, Works I, p. 401. 邦訳, 29—30頁。

12) E. Burke, Letter to the Sheriffs of Bristol. works II, p. 16. 邦訳, 194頁。

の側が和平を提議したところでその名誉と安全を損なうことはない。優越的権力の側からの譲歩案の提出は、かえって寛大さを示すことになる。それに対して弱者の側からの譲歩は恐怖にもとづく譲歩である。弱者の側が譲歩を申しでて受け入れられると、優越的権力の意のままに事態收拾がなされ、本来の和解とはかけ離れた結果を招く可能性が大きくなるのが通例である。譲歩が権力的に勝っている側によりなされるべきだというバークの主張は、優越的国家と従属的国家との関係に対する彼の基本的立場からひき出されたものであろう。

さて、イギリス側が譲歩をしたあとで、和解をさらに押しすすめるためには両国は一体何をしたらよいのであろうか。バークによれば、現在両国が置かれている状況をかえること、具体的には現在の両国関係をかかってあった状態にまで戻すことがそれであるという。「諸君が自らの伝統的で強力な確呼たる地点を回復したところで廻れ右をし、そこで停止せよ——それ以上何もするな——議論をやめよ——そしてこの議論の賛否両論の立場に立つ改革者の思弁に抗して、帝国古来の政策と実践を保塁として対置せしめよ。そうすれば諸君は偉大な雄々しい難攻不落の地歩を固めることになるだろう。この堅固なる拠点に諸君の国家機構をしっかりと据えつけよ。そうすれば世界の同情はおのずと諸君に引きつけられるであろう。¹³⁾」

バークには航海条例制定(1651年)以後、7年戦争の終結(1763年)に至るまでの両国の状態、つまり植民地政策の転換がなされる以前の状態が、一つの面国関係の原イメージとしてできあがっていたに違いない。アメリカに対しては通商上の規制のみが施かれていて、それ以上のことはすべてアメリカの手に委ねられていた状態がそれである。主権はイギリスが握っているが、アメリカは相対的な自律性をもち、その枠組みの中で能力を発揮していた。そのような状況の下で帝国イギリスも植民地アメリカもそれぞれの国情に応じた諸々の権利を享受していたのである。そのような密月にも似た関係への復

13) E. Burke, *American Taxation*, works, p. 431. 邦訳, 67頁。

帰をバークは主張するのである。

「諸君の古来の地歩と古来の平安を回復せよ」「諸君の経験に耳を傾け、そしてそれに従え¹⁴⁾」と述べる時、和解案を通してバークの思想の一端がはっきりとあらわれてくる。伝統的で静態的な社会観と漸進的な進歩をのみ許容する歴史観との組合せ。英米両国はかつてあった状態の中でそれぞれ自足していたではないか。利害においても基本的には一致をみていたはずだ。少くとも大英帝国という大きな枠組みの中でイギリス共同体の一員として両国民は手を取りあってきた。今こそそのような状態に戻る時なのだ。それによつてはじめて、両国の和解は完成をみるというのがバークの考えるところであつたろう。「アメリカ人たちを彼らが古来から立っていた処にまで戻せ。そうすれば不幸な抗争から生まれた権利の区分は自然にこの抗争と運命を共にして消滅するだろう。彼らと我々は、そして彼らの祖先と我々の祖先とは、この体系の下で従来は幸福に暮らしてきた。この善き昔の方式と対立しあうすべての行為の記憶を当事者双方において永遠に水に流せ。アメリカを通商法規により拘束するだけで満足せよ¹⁵⁾」和平へのバークの主張は常に一貫してかわらない。

3. 帝国と植民地との関係

すでに述べたように、バークにおいては両国がかつてあった状態に復帰することが和解を成立させるための不可避の条件であつた。彼が提出した和平提案も、旧来の状態を実現させるための方法としてとらえることができた。そこで次に、和平提案の基礎となっている両国関係のあり方、つまり帝国イギリスと植民地アメリカとの結合形態に対するバークの立場に焦点を合わせて論じてみることにする。

14) Ibid. p. 431. 邦訳, 68頁。

15) Ibid. p. 432. 邦訳, 69頁。

バークはアメリカ革命をそれがイギリス憲法の理念を実現させるための闘いであるとして支持した。しかしアメリカの分離独立という点に関しては、それを認めないという原則を一貫して維持し続けた。優越的国家と従属的国家との結合の仕方、従属と自由、あるいは統治と安全との両立可能性についてバークはどのように考えていたのだろうか。

この問題を考察するにあたってバークはまず、統治の対象であるアメリカの特性や性格を知る必要があると指摘する。よりよい統治の実現には、その対象である相手の実体を知るべしというのである。「アメリカ人の性格としては自由への愛がその全体を特徴づけ際立たせている支配的特色なのである。そして熱烈なる感情は同時に必ずや嫉妬深い感情である故に、彼らは自分が唯一の生甲斐のある理念と信ずるものを武力によつて奪い詐術によつて掠め取ろうとする試みに少しでも感づくると、必ず疑心暗鬼になり反抗的で不穏な形態を示すのである。¹⁶⁾」世界中の他の国民とくらべてもひととき目立ったアメリカ人の自由を求める精神は、次のような6つの条件により育まれたものである。第1の条件として植民地民衆の出自があげられる。植民地の民衆はイギリス人の末裔であり、そのイギリス人は元来自由を何よりも尊重する国民である。その地で生を享けた人間が、今こうして自由のために闘っているとしても決して不思議ではない。しかも彼らの追求する自由がイギリス流の原理にもとづく自由であるということも合せて指摘しておく必要がある。イギリス流の自由とは抽象的観念としてのそれではなく、何か具体的対象へと向かう自由である。現実の生活に根づいた要求の実現のためにこそ自由の存在意義がある。自由のための闘争の主題がアメリカの場合には課税の問題であったというのもそれなりの理由があった、というべきである。

第2の条件は植民地の統治形態である。アメリカでは州単位の立法議会が統治上の一般的形式であった。アメリカ政府は概して民主的色彩の強いこと

16) E. Burke, *Speech on Conciliation with America*, works I, p. 464. 邦訳, 112-113頁。

をその特徴としており、その典型は民主的な代議政体にみられるが、そこで展開される民衆の政治参加は、自由への志向をたかめる上で重要な役割を果たしてきたのである。

第3の条件は宗教である。植民地民衆の多くはプロテスタントであり、精神ならびに意見の上で妥協を排する点において最も著しい宗派に属している。アメリカでは主流となっている反国教派もイギリス本国では小さな勢力にすぎなかった。しかし彼らは自らの信条に従いイギリスを去って遠く離れたアメリカへとやってきた。新天地で、自由への要求を掲げ抵抗の原理を維持するこの宗派は、いわば純粹培養された形で根をおろしたのである。

第4の条件としては南部植民地の習俗があげられる。南部諸州においては、ぼう大な奴隷人口を擁しているという事実を抜きにしてその土地を語ることはできない。このような状況の下では、自由の身である人々は彼らが所有している自由を格段に誇り、それを大事にしようとする。彼らにとって自由は単に享受すべきものではなくて、一種の位階であり特権として受けとめられている。道義的には問題があるにしても、南部植民地の民衆は北部の人々よりも一層強烈に、そして執拗に自由に対し愛着を感じているのである。

第5の条件は教育である。アメリカ程広く法律が研究され、また法曹界が強大なところはないであろう。大陸会議へ派遣されている代表者の圧倒的大部分は法律家であった。アメリカは多大な読書人口をかかえているが、彼らの多くは競って法律関係の書物をもとめる。職業が性格を作るという譬えにもあるように、この学問は人間を明敏で詮索好きで抜け目のない、つまり手早く攻撃し防衛するあの機略縦横な性格へと仕立てあげる。

植民地において不服従の精神を形づくっている最後の要因は、英米間の隔たりという地理的事実である。3000マイルの距離が統治の効力を弱める作用をなす。これに対しては人知の考案をもってしても防止しえない。命令伝達に必要な時間を必要とするため、極くささいな意志の疎通の欠如が体系全体を揺さぶるということも十分考えられる。

以上のような種々の原因から、アメリカでは自由の精神が発達してきた。

植民者たちは自由を求めて闘いぬく中で自分たちで秩序を維持しそれを享受する可能性を知ってしまった。その彼らに対しイギリス側がアメリカのもっている自由を否定しようとしたところでそのような試みが成功するはずがない。「アメリカ人に自由が許されぬことを証明しようとする我々は、必然的に自由そのものの価値を軽んずる破目に陥らざるを得ない。我々が闘争において彼らを多少やりこめたと思った時に、実は我々は自分たちの祖父がそのために血を流した原理の一部を攻撃し、その感情の一部を嘲弄しているわけなのだ。¹⁷⁾」

望ましい統治形態を案出するには相手の国情を知り、その国の民衆の全体的性格をつかむ必要があるのだ、と、バークは述べる。では自由への情熱を絶やさぬアメリカと、どのような関係を結ぶのがもっとも望ましいのか、またどのような関係の下で両国の利害は一致しうるのだろうか。この間に対するバークの答えは、イギリスとアメリカというよりも、帝国と植民地との間で結ばれるべき関係という一般的枠組みの中に求められる。彼はまずイギリス議会の二つの性質について言及する。第1は国内に限定されるものであって、イギリス議会が国内のあらゆる事柄をその執行権にもとずいて統御するという側面である。第2は海外の植民地に対して向けられるものであって、帝國的性格と呼ばれる。本国は一段高いところから個々の下位の立法機関を監視し、統制するという側面である。植民地の立法機関は互いに他国に対して同等の立場に立つが、それらの国々は等しく本国に従属する。「本国の統制的全権によって怠慢な成員を統制し、暴力的な成員を拘束し、そして欠陥をもった弱い成員を援助することが必要である。各植民地がこの帝国組織の共通の目的に従っている限り、本国は決して植民地の立法活動に介入しない。しかし本国議会がこの種の周到で懇切な監督という目的に応えうるためには、必ずその権限は無限でなければならない¹⁸⁾。」ここには帝国と植民地との関

17) Ibid, p. 435. 邦訳, 121頁。

18) E. Burke, Speech on American Taxation, works I, pp.434-435. 邦訳, 72頁。

係についてのバークの基本的姿勢が明瞭にあらわれている。

イギリスはたしかに一つの島国であることに違いはない。しかしそれは国内問題を論ずる場合にのみ言えることであって、対外的な問題にはもう一つの顔である帝國的側面が表面に浮かびあがってくる。各植民地はそれぞれの国情に応じた自由や特権を享受しうるし、その意味で相対的自律性をもちうるが、それが可能なのは大英帝国という大きな枠組みの中においてである。各植民地が帝国組織の共通の目的を追求することから逸脱したときには、無限の権限をもった本国議会による介入に会い、監督という名の下での統制を受けることになる。

バークにおいて、大英帝国という枠組みの中では、従属と自由は十分両立しうる観念なのである。「巧緻を銜う思弁家や党派的煽動家は或いはこれで満足しないかもしれないが、人間の安定と幸福に役立つ範囲内でこの両者は十分両立する¹⁹⁾」課税問題が生じる以前の英米関係を想いおこしてみよ、とバークは主張しているかのようである。そこではアメリカは固有の特権を享受していたし、イギリスもそれに対しては何らの介入の意図ももっていなかった。それはまさに、大英帝国と植民地アメリカとの相互的信頼の上に成立した望ましい関係であった。アメリカは帝国の枠組みの中に置かれてはいたが、彼らはイギリスに従属しているということをほとんど意識せぬまま日々の生活を送っていた。統治を意識させぬ統治こそ最良のものなのである。

保護者的役割を担った帝国と守られるべき宿命を負った植民地という図式の中でバークの思考は展開される。従属と自由は、この思考の枠組みの中で両立する可能性をますが、そのためには優越的国家は一つの慎慮を胸に刻みつけねばならない。それを欠いた場合には、優越的国家と従属的国家との結合は破綻する。「ある国家社会がもう一つのものに従属的に結合されている場合に起こりうるこの結合関係の破壊の大きな危険性は、すべての論争の主題に関して自己に優利な決定を下そうとする優越国家の側の極端な傲慢と自

19) Ibid, p. 435. 邦訳, 73頁。

己満足に他ならない。従つてもしも従属国家の側において、その優越国家の中の或る特定な勢力の党派的傾向なり政治的意見なりが或る程度この盲目的で圧制的な独善を中和する機能を果たしていると信じられるならば、これは不安の種として極めて当然なこの種の危険を予防するに足る強力な歯止めとなりうるだろう²⁰⁾」優越的国家と従属的国家とが友好的につき合っていくには、優越的国家の側で極端な傲慢と自己満足を自制せねばならない、とバークは主張する。かりにそのような独善にも似た流れがあらわれてきたときでも、優越的国家の内部にそれを沈静させようとする勢力があつて、従属的国家の側に立った動きを示すならば、そしてそれが従属的国家にある程度以上の訴えとして作用するならば、双方の關係にひびが入ることはないだろうというのである。

力關係の違う二つの国が、起こりうるであろう何らかの危機を乗り越えて關係を持続するには両国間にかなり強い信賴の絆が結ばれている必要がある。バークは英米間をつなぐ精神的紐帶としてイギリス共同体の精神およびイギリス憲法の精神をとりあげる。イギリス共同体の精神とは、植民地にとっては統治を成り立たせている公的書簡や訓令などの法規に生命力と活動力を賦与するものである。それなしには公的書簡など死せる一片の紙きれにすぎない。この精神こそ、植民地の末端にまで浸透して帝国への統合を可能にするものなのである。イギリスの場合にも同様のことが云える。イギリス民衆がこのイギリス共同体に強く帰属しているという自覚があるからこそ、そして政府に言い知れぬ愛着を感じているからこそ、彼らは帝国の軍隊に対して自由意思にもとづく服従心を抱くことができるのである。「植民地に対する私の扱ひ處は、共通の名称、同族としての血のつながり、同じ質の特權、平等な保護から生起する緊密な愛情に他ならない。これは空気のように軽い、鉄製の鎖のように強靱な絆なのである。自らの市民權が諸君の統治を結びつけているという理念を植民地が常に確信する限り、彼らはどこまでも諸君に

20) E. Burke, Letter to the Sheriffs of Bristol, works II, p. 21. 邦訳, 199頁。

依処し諸君に愛着するだろう²¹⁾」

バークにおいて、両国のあいだにイギリス共同体の精神に対する愛情が保有されている限り、利害の対立は原則として存在しないことになる。バークには一つの思込みがあった。帝国の植民地に対する統治権の保持が、結果的に彼らの自由を保障するというのがそれである。現在アメリカが血を流して闘いとうろとうしている自由が実際のところイギリス的自由であり、その自由は法と対立するものではなくむしろ法を補完するものであるとすれば、アメリカに対するイギリス的統治権の保持とイギリス的自由の移植とは矛盾するはずがない。イギリスの立憲政治の最良部分を両国が共有するときには、そこには利害の対立は起こらないであろう。たしかに植民地は帝国に対して形としては従属しているが、共通の目標としてイギリス立憲主義の実現ということ掲げる場合には、従属的側面は軽減され、自律的側面が拡大するというのである。

帝国主義的部分と自由主義的部分とがバークにおいて同居していた、ということと言える。いかえれば「帝国への誇りと自由への関心」がバークにおいて同居していたのである。「バークは主として彼が帝国主義者であったが故にアメリカびいきであった²²⁾」という指摘がなされるゆえんである。イギリス共同体の一員という、とらえどころのない、それを信奉しない者にとってはほとんど意味をもちえぬ観念をもちだして、植民地に対する帝国の統治権の正当性を主張するあたりに、帝国主義者バークの姿がはっきりと読みとれる。帝国主義者としてのバークはしかし、植民地に対して決して力で立ち向かおうとはしない。異なった性質をもつ諸勢力の均衡の上に成立しているイギリス国家を有機体になぞらえて最良の国家とみなし、そこで展開され

21) E. Burke, *Speech on Couciliation with America, works I*, p.508. 邦訳, 167頁。

22) John Plamenatz, *Man and Society : a Critical Examination of Some Important Social and Political Theories from Machivelli to Marx*, Longman, 1963. 藤原, 小笠原訳『近代政治思想の再検討』Ⅲ, 早稲田大学出版会, 8頁。

る立憲政治をこれまた最良の政治形態と考えるバークにとってそのような好みを植民地に示したとしても、彼自身それが植民地に対する帝国主義的押しつけになるとは思ひもよらぬことであつたに違いない。イギリス議会の二つの性質のところでも説明したように、イギリス議会は各植民地に対し帝国主義的性質をもつことが指摘されていた。この点をバークの理想とする国家観と重ねて論ずることもできる。植民地を含む大英帝国を一つの国家としてみなした場合、各植民地はそれを構成する不可欠の部分ということになる。有機体としての帝国にとって各植民地は分離独立が不可能なものとされる。なぜなら、有機体を構成している部分は有機体としての全体の中でのみその営みを遂行できるからである。各植民地は全体としてのイギリス帝国の中においてはじめて自由を享受できる、というバークの結論はこのようにしてひきだされる。

むすびにかえて

私はこれまでに、課税問題に端を発する英米両国の関係の悪化を前にして公表された和解提案を吟味しながら、バークにとってのアメリカ問題の意味や彼の考える両国の結合の仕方などを考察してきた。そのような考察を通じて得たバーク政治哲学の問題点を二点ほど指摘することでこの小論を結びたいと思う。

第一は和平提案にしても両国の結合の仕方にしても、常に発想の出発点として理想化されたイギリス帝国が前提とされているということである。複数の異なった社会的諸勢力が均衡しあい、全体として一つの社会的調和がもたらされるといふ前提が成立するには、一定の社会的条件が必要とされる。伝統主義に立脚した階層化された静態的な社会の存在がそれである。イギリスはたしかにこの条件を充たし得る唯一の社会であつたかもしれない。しかしアメリカ独立宣言がなされ、その13年後にフランス革命が生じるといふ歴史の転換期にあつて、伝統的なイギリスの政治を理想形態としてとらえ、他国

にめばえ始めた新しい政治形態を一方的に排撃するというバークの姿勢には問題が残るであろう。彼は新しい政治形態の実像を見極めようとするよりも、それによって侵蝕されるかもしれないイギリスの伝統への強烈な愛着により支配されていたのである。

そのことに関連して第二に、社会的変化に対するバークの認識の仕方が問題となる。彼は社会的変化そのものを否定しない。それどころか漸進的な変化は必要でさえあると言っている²³⁾。維持すべき側面と改革すべき側面との結合という点にバークの歴史観をはっきりとみてとることができるが、しかしそのような歴史観からは、革命という言葉してみれば歴史の断絶を想定することは不可能となる。好むと好まざるとにかかわらず、従来までの慣習や制度が公然と覆えされるという事例はあり得る。それが革命の意味であろう。歴史は不断の連続性の上に成り立つものではなく、時として断絶を経験する。バークはそのことに気づかなかったというよりも無視したのである。彼は革命にみられる狂信的誤謬を彼の叡知と雄弁によりみごとに論証したが、同時に革命にもまた真理が含まれているという点を見のがす誤ちをおかしたのである。

23) 小松茂夫「保守の価値意識」(岩波講座『現代思想Ⅴ』所収)、225頁参照。